



## 便利な個人番号カードを申請できます

通知カードが届いた後に、申請することで個人番号カードが無料(初回のみ)で交付されます。

### 個人番号カードとは

公的身分証明書としても利用できるプラスチック製のカードです。

個人番号カードには顔写真が表示され、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーなどが記載されています。また、ICチップが搭載されているため、e-Tax(国税電子申告・納税システム)等にも利用できます。

※所得等の個人情報は記録されないため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。



個人番号カード(表)



個人番号カード(裏)

### 住民基本台帳カードについて

個人番号カードの交付に伴い、来年1月からは住民基本台帳カードの交付を行いません。すでに交付を受けた住民基本台帳カードについては、表面に記載されている期限までは有効です。ただし、個人番号カードと重複して所持することはできません。個人番号カードの交付を受ける場合は、お手持ちの住民基本台帳カードを返却していただくことになりますので、ご注意ください。

### 申請方法

#### 郵送での申請

通知カードと一緒に送付する「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に顔写真を貼り、同じく同封する返信用封筒で返送してください。

※個人番号カードの申請書は、津市から委託を受けた「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)宛に送ることになります。

#### オンラインでの申請

携帯電話・スマートフォンなどで顔写真を撮影し、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に記載されたQRコードを読み取り、オンラインで申請してください。

### 交付時期

来年1月から、交付準備が整い次第、順次交付

通知書を送付します。

### 交付方法

個人番号カードは、交付通知書に記載された期間中に、記載された場所(市民課または各総合支所市民福祉課・市民課)の窓口で本人確認を行い、暗証番号を設定した後、原則本人(申請者)に交付します。本人確認には、顔写真の入った身分証明証(運転免許証など)が必要です。

代理人に交付する場合は、申請者および代理人それぞれの顔写真の入った身分証明証(運転免許証など)が必要となりますので、ご注意ください。

交付時に必要な書類など詳しくは、広報津12月16日号に掲載する予定です。



### マイナンバー制度は、個人情報保護の措置を講じています

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際に、本人確認が義務付けられています。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。



### マイナンバーについての問い合わせは

#### 通知カード・個人番号カードについて【津市】 専用回線【日本語】

☎229-3198

9月14日(月)～来年3月31日(木)、8時30分～17時15分

(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

#### 専用窓口

市本庁舎1階市民課内

通知カード・個人番号カード問い合わせ窓口

#### マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について【国】

#### コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

【日本語】☎0570-20-0178

【外国語】☎0570-20-0291

いずれも9時30分～17時30分

(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※一部IP電話など、上記ダイヤルにつながらない場合は、

☎050-3816-9405にかけてください。

※外国語は、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で対応します。